



研究室をこのように整理せしめたものは、一体誰か。わたしは、九日の朝、文部部の教員とともに大学院に入ってきた。そのあまりにもひどい状態に、深刻な憂鬱を覚えた。その学生であれ、あるいは普通学を履修する他大学の学生であれ、研究室のなかを空連り散策し、教師の私物をものごとくいじり回す。許されていいことではない。それは、大学を真に改革するためのものではな。単なる物理的な「解体」にすぎないからである。

今回の「明大紛争」の本質は、二つの段階がある。わたしたしは、最初の段階は、いわゆる六項目の問題がかかげられていたが、その重点は、政府が意図している大学立法に反対する闘争に向けられていた。文学部の学生諸君との話し合いのなかでも、そのことが何回となく強調されていたことを、身にしみて知っている。したがって大学立法に反対するという点では、一致していても、その具体的な行動形態や、教員と学生は相違していると考えていたのである。

第二の段階は、八月の、あの理不尽な大学立法の強行採決以後である。この強行採決以後、それを可能にした日本の政治体制にたいする、困難な長いたたかひが必要であり、そのため緊急な課題として、全明大人の前に示される必要がある。

(演技論)

全学一体化で改革を

文学部 助教授 菅井幸雄

てのメンバーの一致が不可欠なものになったとわたしは判断する。いいかえれば、バリケードそのものの意味が、大学立法の強行採決を契機として変化するをえない。わたしはそのことを学生諸君と話し合いたいこともあった。

ところが事態は、明大新聞が報道している通り、「紛争」の質が転換し、想像をはるかに絶するものになっていった。「全中間」をはじめとする他大生との型別となつていった経緯は、わたしの知るところではないが、大学側がロック・アウトをもちこんだ現時点の問題は、学園の荒廃をどのように早く克服するかという点に向けられなければならない。

しかし、荒廃をもたらしたエネルギーの感流となつてい

る大学改革への基本的意向を無視しては、学生のおこったバリケードと、大学のおこったロック・アウトとが、楯の両面にしかすぎなくなる。

明治大学には改革すべきところだが、少なからず。昨年度専任教員連合会の幹事長をしていて、大学の「研究教育白書」づくりをすすめたわたしの経験に照しても、大学の改革には早急に手をつけるべきだとおもつた。そして、この改革を、ロック・アウトを一日も早く解いた状態のものでは、学生諸君と教員との一体化のなかで果すことが、なにもまして緊急な課題として、全明大の前に示される必要がある。



今回の機動隊の導入は、大学の要請によるものである。しかし事実上、「機動隊の要請」を大学が機動隊に要請されたものではあるまいか。九月三〇日付の機動隊要請書(資料一)のなかで、その直後の大学代表者と警察側との交渉の事実、さらにこの後突如として表明された「市民生活に強い不安を与えた」とする大学の治安責任論(「全学委員会あたり」)等は、この懸念の根拠として十分であるまい。機動隊の導入は、学園研究の問題でもなく、大学教育の問題でもなかった。治安的見地と行政的措置による「解決」にほかならない。このことは、「中教審答申」(「六項目要求について」)として、これに反対した大学の姿勢を支持する。大学の大学自治は、空洞化していたのではあるまいか。「大学自治の空洞化」こそ、今次紛争の中心問題だったのだから。

ロック・アウトは、教授会において、および研究に関する事項(「学部教授会規程第七条八」)の決定事項(第一号)でなかつたことを証明する。そうであるならば教育研究を任務とする教授員に、ロック・アウトに伴はる業務命令が与せられた根拠はよくないのである。連日教授会は閉ざされた。連日教授会規程第四号(「議決事項」)第五号(「大学および短期大学に関する重要事項」)に照らすとき、ロック・アウトは重要事項でなかつたといふことになるまいか。学生に「法を守れ」と高く大学が、みずから作った規定を守られなかったといふ所象は、戯画として見逃すことはできない。教授会は、形骸化していったといわれてもやむを得ない。

「教授会の形骸化」こそ、今次紛争の主要問題だったのではなからうか。

「(大学立法は)われわれ自身による紛争解決へのあらゆる努力を度外視した国家権力の介入であると考えこれまで強い抗議行動を繰り返した」(八月六日学長声明)大学が、「大学紛争を真の原因にまでさかのぼって把握」(五月二五日学長声明)することなく、国家権力の介入によって「治安的見地」から紛争を「解決」しようとした二律背反の根拠は国家権力の大学支配にある。機動隊の導入、ロック・アウトは、この国家権力の大学支配を真に制約することではなかつた大学の懲罰以外のものではないであらう。

(数学)

大学自治は空洞化

経教授 木下信男

今回の機動隊の導入は、大学の要請によるものである。しかし事実上、「機動隊の要請」を大学が機動隊に要請されたものではあるまいか。九月三〇日付の機動隊要請書(資料一)のなかで、その直後の大学代表者と警察側との交渉の事実、さらにこの後突如として表明された「市民生活に強い不安を与えた」とする大学の治安責任論(「全学委員会あたり」)等は、この懸念の根拠として十分であるまい。機動隊の導入は、学園研究の問題でもなく、大学教育の問題でもなかった。治安的見地と行政的措置による「解決」にほかならない。このことは、「中教審答申」(「六項目要求について」)として、これに反対した大学の姿勢を支持する。大学の大学自治は、空洞化していたのではあるまいか。「大学自治の空洞化」こそ、今次紛争の中心問題だったのだから。

ロック・アウトは、教授会において、および研究に関する事項(「学部教授会規程第七条八」)の決定事項(第一号)でなかつたことを証明する。そうであるならば教育研究を任務とする教授員に、ロック・アウトに伴はる業務命令が与せられた根拠はよくないのである。連日教授会は閉ざされた。連日教授会規程第四号(「議決事項」)第五号(「大学および短期大学に関する重要事項」)に照らすとき、ロック・アウトは重要事項でなかつたといふことになるまいか。学生に「法を守れ」と高く大学が、みずから作った規定を守られなかったといふ所象は、戯画として見逃すことはできない。教授会は、形骸化していったといわれてもやむを得ない。

「教授会の形骸化」こそ、今次紛争の主要問題だったのではなからうか。

「(大学立法は)われわれ自身による紛争解決へのあらゆる努力を度外視した国家権力の介入であると考えこれまで強い抗議行動を繰り返した」(八月六日学長声明)大学が、「大学紛争を真の原因にまでさかのぼって把握」(五月二五日学長声明)することなく、国家権力の介入によって「治安的見地」から紛争を「解決」しようとした二律背反の根拠は国家権力の大学支配にある。機動隊の導入、ロック・アウトは、この国家権力の大学支配を真に制約することではなかつた大学の懲罰以外のものではないであらう。

(数学)